

(写)

大規模断水時における情報共有および役割分担に係る協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と公益社団法人日本水道協会滋賀県支部支部長（以下「乙」という。）は、大規模断水対策の円滑な実施と県域の関係災害対策との調整に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模断水が発生した場合における甲乙双方の役割分担および甲乙双方が情報を共有すべきことを明確にし、大規模断水対策の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、大規模断水とは、地震その他の自然災害および事故等により発生し、その被害を受けた水道事業者もしくは水道用水供給事業者が、自ら単独で応急給水、応急復旧等の対応ができない規模の断水、濁水等をいう。

（情報共有）

第3条 乙は、大規模断水の発生により、公益社団法人日本水道協会が定める「地震等緊急対応の手引き（以下、「手引き」という。）」に基づき、公益社団法人日本水道協会関西地方支部との間において伝達し、または、入手した情報（伝達および入手する情報には、双方とも応援要請等を含む）については、速やかに甲と共有するものとする。

2 甲は、大規模断水の発生により県内水道事業者との間において伝達し、又は入手した情報については、速やかに乙と共有するものとする。

（事後対策における情報共有）

第4条 復旧対策の内容や被害軽減措置等の事後対策について、甲と乙の間で情報共有すべき事象があると一方が認めた場合は、当該情報を他方に伝達するものとする。

（役割分担）

第5条 大規模断水が発生した場合の応急給水および応急復旧等の応援要請を含む大規模断水対策にかかる総合調整の役割については、次の各号による。

- （1）県内で発生し、県外の水道事業者に応援要請を要しない場合は、主として甲が担う。
- （2）県内で発生し、県外の水道事業者に応援要請を要する場合は、主として乙が担う。
- （3）県外で発生した場合は乙が担う。

(4) 前3号で判断し難い場合は、その都度協議の上決定する。

(総合調整の引継ぎ)

第6条 県内で大規模断水が発生し、甲が、県外の水道事業者に対し、応急給水および応急復旧等の応援を要請する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を、乙に通知した上で、大規模断水対策にかかる総合調整を乙に引継ぐものとする。

2 県内で大規模断水が発生し、乙が、県外の水道事業者に対し、応急給水および応急復旧等の応援を要請する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を、甲に通知した上で、大規模断水対策にかかる総合調整にあたるものとする。

(雑則)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者で協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月1日

(甲) 大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事

三日月 大造



(乙) 大津市御陵町3-1

公益社団法人日本水道協会滋賀県支部

支部長 大津市長

越 直美

